

申第13号「新幹線車内の危険物持ち込み」 及び申第14号「新幹線車両部品の落下」に 関する業務委員会開催！

会社は、危険物持ち込みに対する対応を乗務員へ周知する必要がある！

= 乗客・乗務員の生命と安全を守るために、車掌を3名に戻すことが先決である！ =

12月26日、地本は「新幹線車内の危険物持ち込み」に関する申し入れと「新幹線車両部品の落下」に関する申し入れについて、関西支社と業務委員会を開催しました。参加者は、柳楽副委員長、浦谷書記長、下茂業務部長、笹田組織部長、渡辺組織担当部長。会社側は、甘楽人事課課長代理、出口運輸課課長代理、毛利車両課課長代理、岡本人事課係長でした。

「申」第13号「新幹線車内の危険物持ち込み」に関する申し入れ（2018年10月30日申入）

《 会社の回答 》

1. のぞみ114号車内で乗客が、拳銃を所持している乗客がいると車掌へ申告してから、名古屋駅で警察が車内点検を終了し、発車するまで時系列で具体的に明らかにすること。

【会社回答】

10月22日8時35分ごろ、新大阪～京都駅間走行中の、のぞみ114号車内で、巡回車掌が旅客から、3号車喫煙ルーム付近で拳銃を所持した男性を目撃したとの申告を受けた。巡回車掌が3号車を捜索したが、男性は発見できず、京都駅で降車の際、車掌長にその旨を報告した。車掌長は、巡回車掌からの報告を受け、2号車から10号車の車内捜索を行ったが男性の発見に至らなかった。9時06分ごろ車掌長から旅客の申告内容と捜索結果を指令に報告し、指令経由で警察に報告を行った。名古屋駅で警察の車内確認を行ったところ、私服で移動中の大阪府警所属の警護員が拳銃を携行し乗車していることが判明。出動した警察官と共に降車した。この影響でのぞみ114号が36分遅発したほか、10本が2～14分遅延した。

2. 乗客から拳銃所持の申告を受けた後の車掌の対応を具体的に明らかにすること。

【会社回答】

巡回車掌はお客様より拳銃を所持している旅客がいる旨の申告を受け、不審な人物の捜索を行ったが発見されず、グループ通話で車掌長に状況を連絡した。京都駅発車後車掌長は申告した旅客と共に車内を捜索したが、該当する人物を確認できず、旅客指令にその旨を報告した。

3. 京都駅到着前に乗客から、他の乗客が拳銃を所持しているとの申告を受けた後、京都駅、米原駅、岐阜羽島駅で運転を見合わせる措置を取らなかった理由を具体的に明らかにすること。

【会社回答】

車掌長より指令にあった時刻は、9時06分ごろでのぞみ114号は米原～岐阜羽島駅間を走行していた。その後、車掌長より状況を確認している時にはのぞみ114号は岐阜羽島駅に接近していたため名古屋駅での対応とした。

4. 拳銃を所持していた乗客の所持目的と、名古屋駅での車内点検後の当該乗客の車内対応を明らかにすること。

【会社回答】

名古屋駅で警察官が車内の確認を行ったところ、私服で移動中の大阪府警配属の警護員が拳銃を携行し乗車していることが判明したため、出動した警察官と共に名古屋駅で降車した。

5. 警察への通報が名古屋駅到着時刻の9時20分頃との報道であるが、通報にかなりの時間がかかっているが、通報した車掌はどの車掌なのか明らかにすること。

【会社回答】

車掌長から指令に報告があった時刻は9時06分頃であり、車掌からの内容の聞き取りを行って9時16分頃に指令から名古屋駅へ警察への通報を指示した。

6. 警察への通報は乗務員からとの報道である。会社（指令）はどの時点で報告を受けたのか。また報告を受けた後の行動を明らかにすること。

【会社回答】

9時06分頃、車掌長から指令へ報告があり事象発生を取得した。報告を受けた後は、指令から警察への通報と各指令への情報展開を行った。

7. 拳銃は危険物であると考え。会社の考え方を明らかにすること。また通常、このような拳銃の携帯（持ち込み）について駅での改札通過時、車内持ち込み時の対応について明らかにすること。

【会社回答】

法令（銃刀法や軽犯罪法麻薬取締法のあらゆる法令）により所持、携帯及び使用が禁止されているものを発見した場合、それら法令に則って速やか且つ厳正に対処すべきものとする。また、不審物、危険物の持ち込みの取り扱いについては、各種勉強会や連絡文章等を通じて社員教育並びに周知を図っているところである。加えて、車内持ち込みの対応としては、警備員による警乗の強化や防護用品、救護用品の設置など不測の事態発生時による対策も施している。

8. 乗客が仮に刃物や、業務上必要な危険物等を所持して乗車する場合は、乗車時に車掌への自己申告を義務づけることを徹底すること。

【会社回答】

法令により所持等を禁止されているものは、車内に持ち込むことは出来ない。なお、刃物持ち込み規制に関する省令が改正される予定との報道もあり、引き続き乗務員の安全確保に向けて努力していく。

9. 今回の事象の振り返りについて、担当した乗務員への責任追及をすることなく、掲示や訓練等により社員に周知すること。

【会社回答】

必要に応じて、適切に対応する。

10. 今回の事象は、安全を確保出来ない車掌2名体制とした効率化に問題があると考え。直ちに車掌3名体制に戻すこと。

【会社回答】

そのような考えはない。

以上

《若干のやり取り》

組合：今回の事象はたまたま警察であったので良かったが、巡回車掌、車掌長からの報告や警察への通報を考えると対応が遅いと思う。今後社員への教育等をどのように考えているのか。

会社：危険物を発見した場合の乗務員の取扱いは、これまでも教育を行っている。

組合：男性旅客から巡回車掌に拳銃を所持していると申告があった時に、不審人物の捜索を行っているが、その捜索は誰が判断したのか。

会社：巡回車掌の判断で、まずその不審人物が居るかを捜索した。

組合：巡回車掌が降車後、車掌長が申告した旅客と一緒に捜索をさせた対応はどうか。京都駅で止めて、警察官に巡回させるのが良かったのではないかと。

会社：これまでも何か危険なものを発見した場合は、状況を確認して関係箇所へ連絡するようにしている。通報を受けた指令がその後判断することとしている。

組合：今回の関係では、どうだったのか。

会社：回答の通りである。

組合：巡回車掌は、旅客からの申告を受けたが疑ったのがひとつではないか。

会社：難しい判断になる。

組合：自ら判断せず、直ぐに指令に報告して対応する乗務員教育をするべきである。車掌からすれば、誤認であった時の考えて自ら確認しようとなる。

会社：教育のスタンスとして、きちんと確認してからでないで指令に報告するなどはなっていない。危険を認めた場合には躊躇なく列車を止める教育はしてきている。

組合：乗務員は、列車を止めると乗客に迷惑を掛けると発想する。

会社：安易に列車を止めるなどは教育はしていない。

組合：もし、事件や事故が起きたときには後から悔やまれる。巡回車掌が躊躇なく列車を止めるとか、そのまま乗務する等の教育をする必要がある。

会社：仮定の話になるが、指令が情報を取得して何かあれば発車させずに警察が降ろした。それは変わらない。

組合：これまでも警察が警備等乗車する時など車掌長に報告しているが、今回のケースのように拳銃を所持して乗車する時にも報告させるよう求めて行くべきではないか。

会社：色んなケースがあり、我々が一概に言えることではない。

組合：会社として、大阪府警に抗議はしていないのか。

会社：抗議とかは必要ない。拳銃が見えないように要望はしている。

組合：会社として、何を教訓化したかである。拳銃が見えないようにしなければならないのに、見えた結果が今回の事態である。

会社：各県警等に対して、拳銃所持を一般に見えないように要望し調整する対応している。

組合：会社として、厳しい措置を取ることが必要である。職場ではこの件について、周知されていないのは、何故なのか。

会社：日々色んなことが起きているが、必要により適切に対応している。

組合：今回のように巡回車掌に言われたら、どうしたらいいか迷う。教育が必要であるから言っている。

組合：会社として、今回の事象でベストな取り扱いは何か。乗務員に空振りでもいいから列車を止める等掲示や訓練で周知させるべきである。

「申」第14号「新幹線車両部品の落下」に関する申し入れ（2018年11月8日
申入）

《 会社の回答 》

1. 今回、「研磨子」部品が落下し紛失した経過及び原因を具体的に明らかにすること。

【会社回答】

10月30日5時30分頃、大阪仕業検査車両所での仕業検査時、検修作業員がX46編成15号車No.6の踏面清掃装置研磨子が失くなっていることを発見した。検修歴を確認したところ、10月23日に大交検査車両所で当該編成の交番検査を施工し、当該部位の踏面清掃装置研磨子の摩耗を認めたため取替を実施した。研磨子の落失原因は取り付け不良と推定している。

2. 今回、「研磨子」部品の落下に伴う床下機器への影響を明らかにすること。

【会社回答】

床下の塞ぎ板等の一部の損傷していることが発見されたが、本事象に起因するものかは不明である。

3. 落下した「研磨子」は、発見できたのか明らかにすること。また、発見出来たとするなら落下場所等詳細に明らかにすること。

【会社回答】

現時点で発見出来ていない。

4. X46編成の運行履歴を明らかにすること。

【会社回答】

10月27日の東京仕業検査車両所での仕業検査終了後から、10月30日の大阪仕業検査車両所での事象の発見に至るまでの間、当該編成は、東京～新大阪駅間を走行している。

5. 今回の「研磨子」の部品落下は、安全問題に関わる重大な事象である。今後このような事故は発生したときは、速やかに労働組合に報告すること。

【会社回答】

必要に応じて適切に対応する。

以上

《若干のやり取り》

組合：まず、対策は何をしたのか。

会社：対策は、撮影して取り付け状態を確認する。

組合：正確にはどうしているのか。

会社：研磨子の取替を実施した際は、爪の状態を確認することに加えて撮影して取り付け状態を確認している。

組合：技術連絡等書面で掲示しているのか。

会社：社員に対しては、必要なことは周知し教育は行っている。

組合：車両所においては、技術連絡で発行している。

会社：技術連絡の確認は取れていないので判らない。

組合：研磨子落失の原因は、取り付け不良と推測されるとの回答であるが、チェックシートでの取り付け状態は、どのように確認されているのか。

会社：チェックシートの詳しい内容は見ていないが、確認の仕方として爪が突出していることを確認することに基づいて、検査はされている。

組合：だけど、取り付けが不良であったのか。

会社：今回は取り付けが不良であったことが推定されている。

組合：落失の原因は、取り付けの爪が突出していないからではないのか。作業が不良であ

ったのか。

会社：取り付け状態が不十分であり、確認作業が不良であったと推定される。

組合：取り付け状態が不良とは、具体的にどのような状態のことを言うのか。

会社：例えば、爪がしっかりとかかってないとかである。

組合：見習い、C担当、B担当が爪の状態を確認し、16号車の検査係も再度確認し、合計4名が確認しているが、どういう状態で不良状態を確認しているのか。

会社：取り付け状態が不良であったと断定したわけではなく、原因を推定して回答している。

組合：実際に検査で抜けなかったのだから、取扱者の責任にするのはいかがなものか。

会社：色々考えて、原因を推定しているだけである。

組合：この台車を交換してまで調査はしていないのか。

会社：交換してまで調査する必要はないと考える。他の台車については異常がないことを確認している。

組合：研磨子が落失したら、車輪には接触するのか。

会社：状態を確認したが、安全を脅かすようなものはなかった。

組合：車輪には接触していなかったことでいいか。

会社：・・・・。

組合：研磨子部品の落下が発見されるまで、走行距離はいくらなのか。

会社：28日が東京～新大阪、新大阪～東京間、東京～三島間である。29日が三島～静岡、静岡～東京、東京～新大阪である。

組合：床下機器の傷で大体の場所が判るのではないか。

会社：車両の状態を確認しているが、安全を脅かすようなものはなかった。

組合：聞いているのは、落ちた原因を推定出来るのではないかである。

会社：推定出来るような情報は掴んではいない。

組合：見てもいない、指示もしてないでいいか。

会社：当然、研磨子が出てくれば判るので調査はする。

組合：塞ぎ板の傷は、何号車なのか。

会社：・・・・。

組合：知らないから言えないのか。知っているが言う必要はない。どちらなのか。

会社：複数箇所、傷があることは認めているが、研磨子が落ちた傷であるかは判らない。

組合：打痕があった塞ぎ板で推定される、上り列車か下り列車か判るのではないか。

会社：その傷が研磨子部品落下が原因かは判らないので、推定出来るものではない。

組合：判らない根拠を示すべきである。

会社：調査したうえでの回答である。

組合：何も判らないのは何故かとなる。必要な情報は提供する必要がある、これまで調査はしてきているのか。

会社：今まで、調査した結果が取り付け不良と推定されている。それ以上の確認は出来ていない。

組合：労使で対策防止のために原因を追及する必要がある。そのために会社として情報を提供する必要がある。

組合：会社は、ホームページでは情報を流しているが、労働組合にも開示して説明すること。

会社：業務委員会で議論している。

組合：マスコミには提供して、労働組合に何も説明しないのが問題である。

以上